

あきない割料金契約

(個別約款)

2019年3月29日実施

大阪瓦斯株式会社

目 次

1. 適 用	1
2. 目 的	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の成立	1
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 延滞利息	3
9. 単位料金の調整	3
10. そ の 他	4
付 則	4
(別 表)	
1. 料金の算定方法	5
2. 料 金 表	6

1. 適 用

本約款は、4に定める適用条件を満たすガス供給に適用できるものです。

2. 目 的

本約款は、当社のガス事業の効率的な運用に資することを目的といたします。

3. 用語の定義

- (1) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (2) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、本約款においては8パーセントといたします。
- (3) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (4) 「一般ガス導管事業者」とは、ガス事業法第2条第6項に定める一般ガス導管事業者としての大阪ガス株式会社をいいます。
- (5) 「ガス小売事業者」とは、ガス事業法第2条第3項に定めるガス小売事業者をいいます。

4. 適 用 条 件

お客さまは、契約で定める需要場所においてガスを使用する必要があることを条件に、当社に本約款による契約を申し込むことができます。

5. 契約の成立

- (1) お客さまは、本約款を承諾のうえ、当社に本約款による契約を、申し込んでいただきます。なお、本約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時点で成立いたします。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の基本約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）までといたします。
 - ② 当社との他の契約の解約と同時に、本約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。
 - ③ 契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

- (3) 当社は、本約款及び他の個別約款にもとづく契約を契約期間満了前に解約または解約と同時に一般ガス供給約款にもとづく契約を締結されたかたが、同一需要場所で本約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (4) 当社は、お客さまが本約款の契約期間満了前に本約款の解約と同時に他の個別約款の適用を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。なお、お客さまが、需要場所におけるガス小売事業者の変更以外の事由により本約款を契約期間中に解約しようとする場合は、あらかじめその解約日を定めて、当社に通知していただきます。需要場所におけるガス小売事業者の変更により本約款を解約しようとする場合は、原則変更後のガス小売事業者が一般ガス導管事業者を介して当社にその旨を通知するものいたします。ただし、変更後のガス小売事業者が一般ガス導管事業者を介して当社にお客さまの解約を通知出来ない場合は、お客さまより、あらかじめ解約日を定めて、その解約日の30日前までに通知していただきます。これを超えて通知をいただいた場合にはご指定の解約日に解約できない場合があります。
- (5) 当社は、お客さまが本約款または当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの契約に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、本約款への申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日における一般ガス導管事業者によるガスメーターの読み等により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てます。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。
- $$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} / (1 + \text{消費税率})$$
- (1円未満端数切り捨て)
- (4) 料金は、当社が定める基本約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

(5) 料金は、新たにガスの使用を開始した日または基本約款32の規定により供給を再開した日から適用いたします。ただし、お客さまが当社との間で締結していたガスの供給及び使用に関する契約を本約款に変更する場合は、料金適用開始日は、お客さまが適用開始月を指定されるときは、指定された適用開始月に属する定例検針日の翌日とし、お客さまが適用開始月を指定されない場合は、契約変更後の初回定例検針日の翌日（初回検針日が基本約款12(2)の①の場合は初回検針日を含みます。）といたします。料金適用開始日前の定例検針日までの期間については、従前の契約の料金表にもとづき料金を算定いたします。

8. 延滞利息

(1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金をお支払いにならない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払い日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。

ただし、次の各号に該当する場合には延滞利息は申し受けません。

- ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合
- ② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合

(2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払い日までの日数
×0.0274パーセント（1円未満端数切り捨て）

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた日以降最初に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じといたします。

9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(2)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋0.081円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

64,090円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表の1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9476 + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0569$$

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

10. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付 則

本約款の実施期日

本約款は、2019年3月29日から実施いたします。

(別 表)

1. 料金の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表

(1) 適用区分

- 料金表A ご使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B ご使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C ご使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表D ご使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表E ご使用量が200立方メートルを超え、350立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表F ご使用量が350立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表G ご使用量が500立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表H ご使用量が1,000立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,930.000円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	-------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	128.60円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,930.000円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	-------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	128.60円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,930.000円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	-------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	128.60円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,930.000円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	-------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	128.60円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	3,210.00円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	122.20円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	3,210.00円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	122.20円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦ 料金表G

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	4,600.00円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	119.42円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑧ 料金表H

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	6,900.00円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	117.12円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。